

のりしろ① **A** と合わせる 斜線の部分にのりを塗ってください

料金受取人払郵便

岐阜中央局
承認

1170

差出有効期間
2023年6月
30日まで
〔切手不要〕
全

5 6 6 8 7 9 0

7 3 3

5 6 6 8 7 9 0 7 3 3

8

岐阜市日野南5-5-2

株式会社ワイズ (PTA24保険事務局) 行

1次締切日 3月31日
補償期間 2022年4月6日PM4:00～
2023年4月6日PM4:00
保険料の振替日 5月27日

2次締切日 4月20日
補償期間 2022年4月21日AM0:00～
2023年4月6日PM4:00
保険料の振替日 6月27日

きりとり線

賠償責任の事故例

- ◆岐阜市 自転車同士の接触事故で相手が転倒し入院。
170 万 9 千円のお支払い。
- ◆山県市 スマホを見ながら走行中に停車中の車に接触。
30 万 4 千円のお支払い。
- ◆各務原市 車と車の間を自転車で通ろうとして車に傷。
17 万 9 千円のお支払い。
- ◆本巣郡北方町 技術の授業中加工した木材をタブレットの上に落とし破損。
3 万 8 千円のお支払い。
- ◆羽島郡笠松町 作業をしている際に木を駐車中の車にぶつけた。
9 万 1 千円のお支払い。
- ◆養老郡養老町 別居の祖父所有の車のワイパーを触った際にフロントガラスが割れた。
19 万円のお支払い。

携行品の事故例

- ◆中津川市 傘を振り回していたら自分の眼鏡に当り眼鏡が破損した。
2 万円のお支払い。
- ◆各務原市 車から降りる際に手に持っていた自身の iPad を落とし画面にヒビ
5 万 3 千円のお支払い。
- ◆下呂市 塾の帰りに置き携帯電話を落としてカメラの部分が破損。
9 万 6 千円のお支払い。
- ◆高山市 階段で PC を落とした際にイヤホンが挟まっていたため画面破損。
7 万 4 千円のお支払い。
- ◆岐阜市 帰る途中でコンタクトレンズを誤って落としてしまい破損した。
5 万 7 千円のお支払い。
- ◆養老郡養老町 自転車で転倒し、ウインドブレーカーを破損。
3 万円のお支払い。

育英費用の事故例

- ◆可児市 自転車走行中にガードレールに衝突し崖から転落。顔面が
用水の水に浸かり溺死。
100 万円のお支払い。

病気の事故例

- ◆羽島市 急性虫垂炎にて手術。
4 万 6 千円のお支払い。
- ◆美濃加茂市 新型コロナ感染で入院。
3 万 6 千円のお支払い。
- ◆高山市 川崎病で入院。
4 万 9 千円のお支払い。
- ◆関市 肛門周囲膿瘍 肛門周囲膿瘍切開術
5 万円のお支払い。

■ご加入にあたってお読みください

このパンフレットは、PTA24保険の概要を説明したものです。
詳細はホームページの「2022年度PTA24別冊(補償内容・重要事項のご説明)」に記載しています。ダウンロードの上、必ずお読みいただき、保険終了時まで保管ください。
パンフレット別冊を紙面にて希望の場合は、代理店・抜者までお申し出ください。

24WISE

PTA24保険は、岐阜県PTA連合会が保険契約者となる団体契約です。申込人となる方は岐阜県PTA連合会に所属する国公立小・中学校PTAの会員(児童・生徒の保護者、教職員の方)に限ります。**私立校、岐阜県外校、特別支援校に進学・転校される場合は、継続も含め、加入いただけません。**昨年加入の方で上記の学校へ進学・転校される方または継続の中止や加入タイプの変更などを希望される方は、1月31日までに加入者証の変更通知書を送付ください。

PTA24保険の被保険者は、児童・生徒タイプでは児童・生徒、家族タイプは、本人(申込人)、配偶者、同居の親族、別居の未婚の子となります。家族タイプは、加入者証に記載された被保険者本人の仕事中のおケガについては保険金をお支払いできません。PTA24保険の保険料は、**割引率43.75%(団体割引・優良割引)が適用**されます。

スポーツは、危険を予測して行うものです。法律上の賠償責任が発生しない場合は賠償責任の補償対象となりません。**学校管理下での事故**の場合、学校も責任を問われる場合があると考えられます。PTA24保険では、児童・生徒および家族の方が法律上の賠償責任を負った割合のみの支払いとなります。

以下は概要です。詳細は「2022年度PTA24別冊(補償内容・重要事項のご説明)」をご覧ください。

賠償責任の補償	保険金をお支払いする場合
	被保険者の日常生活上の偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および訴訟等の費用の合計金額をお支払いします。被保険者の範囲はご家族も含みます。 免責金額はありません。 ただし、1 回の事故につき賠償責任保険金額を限度とします。 賠償金額の決定には、事前に三井住友海上の承認を必要とします。
	お支払額＝法律上の損害賠償額＋訴訟費用等
賠償責任の補償	保険金をお支払いしない主な場合
	・お仕事に起因する賠償責任 ・同居の親族に対する賠償責任 ・他人から借りたり預かった物に対する賠償責任（児童・生徒タイプはお支払いします。） ・学校から借りたタブレットの液晶フィルムのはがれ、タブレットカバーの破れ、タッチペン先の劣化などに対する賠償責任（但し、液晶画面の損傷による同時修理はお支払いします。） ・ケンカに起因する賠償責任 ・自動車等の所有、使用、管理に起因する賠償責任 等

携行品の補償	保険金をお支払いする場合
	被保険者(児童・生徒)が本人の持物を自宅敷地外にて携行中に偶然な事故(盗難や破損など)により損害が生じた場合にお支払いします。損害額から 1 回の事故につき免責金額 3,000 円を差し引いた額をお支払いします。
	お支払額＝損害額－免責金額 3,000 円
携行品の補償	保険金をお支払いしない主な場合
	・携行品の置き忘れ、紛失による損害 ・故意や重大な過失による損害 ・自転車、動植物などの損害 ・さび、変色、機能に支障ないすり傷や塗料のはがれ 等

ケガの補償	保険金をお支払いする場合
	被保険者が、日本国内外において、保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合等に、保険金をお支払いします。 【児童・生徒タイプにセットされる特約】「細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約」0-157 等は対象です。「熱中症危険補償特約」日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。「第三者の加害行為による保険金 2 倍支払特約」第三者からの加害行為やひき逃げ事故でケガをされた場合、傷害保険金を 2 倍にしてお支払いします。ひき逃げは事故の発生の日からその日を含めて 60 日経過後も加害者を特定できない場合に限りです。
	(傷害)死亡保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合、(傷害)死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 お支払額＝(傷害)死亡・後遺障害保険金額の全額
ケガの補償	(傷害)後遺障害保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が発生した場合、その程度に応じて(傷害)死亡・後遺障害保険金額の 4%～ 100%をお支払いします。 お支払額＝(傷害)死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合 (4%～ 100%)
	(傷害)入院保険金 事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて 180 日を限度として、1 日につき(傷害)入院保険金日額をお支払いします。 お支払額＝(傷害)入院保険金日額 × 入院日数(180 日限度)
ケガの補償	(傷害)手術保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に、そのケガの治療のために手術を受けた場合、(傷害)手術保険金をお支払いします。 ただし 1 事故につき 1 回の手術になります。 〈入院中に受けた手術の場合〉 お支払額＝(傷害)入院保険金日額 × 10(倍) 〈入院中以外で受けた手術の場合〉 お支払額＝(傷害)入院保険金日額 × 5(倍)
	(傷害)通院保険金 事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の通院につき 90 日を限度として、1 日につき(傷害)通院保険金日額をお支払いします。 お支払額＝(傷害)通院保険金日額 × 通院日数(180 日以内の 90 日限度)

ケガの補償	保険金をお支払いしない主な場合
	・ケンカによるケガ ・加入者証等に記載された被保険者本人のお仕事中のケガ(家族タイプの場合) ・入浴中の溺水(保険金を支払うべきケガによって発生した場合を除く) ・誤えんによって発生した肺炎 ・脳疾患、病気または心神喪失に起因するケガ ・むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの、野球肘、疲労骨折 等

育英費用の補償	保険金をお支払いする場合
	扶養者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡されたり重度後遺障害の状態になられた場合、育英費用保険金額の全額をお支払いします。「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入申込票の申込人をいいます。
	お支払額＝育英費用保険金額の全額
育英費用の補償	保険金をお支払いしない主な場合
	扶養者の自殺などケガの補償の保険金をお支払いしない事由に該当する場合 等

病気の補償(オプション)	保険金をお支払いする場合
	被保険者(児童・生徒)が、日本国内外において保険期間中に病気を発症し、入院した場合や手術・放射線治療を受けられた場合に保険金をお支払いします。
	疾病入院保険金 1 回の入院につき 180 日を限度として、入院した日数に対し、入院 1 日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。 新型コロナウイルス感染症に罹患の場合、医師の指示によりホテル、施設、自宅にて療養した場合には入院と見做します。 お支払額＝疾病入院保険金日額 × 入院した日数(180 日限度)
	疾病手術保険金 病気により手術を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。 〈入院中に受けた手術の場合〉 お支払額＝疾病入院保険金日額 × 10(倍) 〈入院中以外で受けた手術の場合〉 お支払額＝疾病入院保険金日額 × 5(倍)
	放射線治療保険金 病気により放射線治療を受けた場合、放射線治療保険金をお支払いします。 お支払額＝疾病入院保険金日額 × 10(倍)
病気の補償(オプション)	保険金をお支払いしない主な場合
	・保険の開始時より前に発症した病気(継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院を開始された日からご加入を継続する期間を遡及して 1 年以前であるときは、補償対象となります。) ・精神障害およびそれによる病気 ・むちうち症や腰痛などで医学的他覚所見のないもの 等

5

6

7

8

A21-101535 使用期限2023年4月6日